

第10回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和7年2月26日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- | | |
|----------|------------------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 第2 | 諸般の報告(推薦委員、事務局) |
| 第3 議案第1号 | 農地賃貸借の解約について |
| 第4 議案第2号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 第5 | その他 |

◎出席委員 (10名)

- | | |
|-----|---------|
| 1番 | 樋口 國 先 |
| 2番 | 杉田 文 枝 |
| 3番 | 神野 充 布 |
| 4番 | 瓜田 晃 |
| 5番 | 山下 博 史 |
| 6番 | 菅野 能 弘 |
| 7番 | 佐藤 能 將 |
| 8番 | 加川 可名子 |
| 9番 | 長谷川 和 夫 |
| 10番 | 藤本 博 |

◎農業委員会事務局

- | | |
|-------|--------|
| 事務局長 | 山崎 義 典 |
| 事務局次長 | 中村 稔 |
| 主事 | 菊地 智 皓 |

◎開会宣言

藤本会長	ただいまの出席委員は10名出席です。定員に達しておりますので、ただいまから第10回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。
------	--

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

藤本会長	<日程第1>議事録署名員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名員に2番杉田委員、3番神野委員にご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
------	--

（「異議なし」という者あり）

藤本会長	ご異議がないようでありますので、杉田委員、神野委員を議事録署名員に決定いたしました。
------	--

◎日程第2 諸般の報告について

藤本会長	<日程第2>諸般の報告を行います。議員の皆様から報告事項があれば発言してください。ありませんか。
------	--

（「なし」という者あり）

藤本会長	ありませんので、次に事務局より報告いたします。
------	-------------------------

中村次長	はい、次長。
------	--------

藤本会長	はい、次長。
------	--------

中村次長	それでは2ページをご覧ください。第9回総会以降の経過報告をいたします。1月28日、第1回美深町議会臨時会が開かれました。29日、4Hクラブの収穫祭ということで、文化会館COM100の方で開催しております。山崎局長が出席をしております。31日、令和7年度予算の町長査定が行われ、事務局で対応をしております。2月4日、上川地方農業委員会連合会会長・代理・事務局長研修会が富良野市で開催され、藤本会長、山崎局長が出席をしております。5日、ブロック別農地業務担当者会議、菊地主事が旭川市に出席をしております。12日、令和6年度後期定期監査が監査委員さんの監査を受けており、事務局で対応をしております。18日、令和7年度上川北部グリーンアドバイザー協議会総会並びに冬季研修会がびふか温泉で開催され、藤本会長、山崎局長が出席をしております。本日第10回美深町農業委員会総会が開催をしております。
------	---

続きまして第10回総会以降の予定となります。3月5日ですが、第11回女性農業者の集いが農業振興センターの方で行われる予定です。現在取りまとめ中です。テーマとしては、雑草対策と鳥獣対策についてということで、普及センター及び住民生活課の方を講師として行う予定であります。4日から17日の間、令和7年美深町議会第1回定例会が開催されます。藤本会長、山崎局長、中村次長が出席の予定であります。この間13日から14日、令和7年度の予算審査特別委員会が開催される予定であります。
最後、第11回美深町農業委員会総会の日程であります。3月の下旬を予定しておりますが、皆様のご都合の良い日を決めたいと思います。

	(日程調整)
中村次長	では3月24日の日ということで、皆様どうぞよろしくお願いいたします。事務局は以上です。
山崎局長	局長。
藤本会長	はい、局長。
山崎局長	はい、私の方から3点ほど報告をさせていただきたいと思います。 まず1点目につきましては、1月28日の臨時会ですけれども、農業関係の補正内容を説明させていただきます。事業名といたしましては、配合飼料価格高騰対策給付金という名称で、金額9,592,000円を補正いたしております。 この事業内容につきましては、令和6年度配合飼料価格安定制度に加入している認定農家の方で、前年度の価格差の2割、5分の1を給付いたします。具体的には、乳用牛につきましては、1トンあたり2,862円の5分の1になり、肉用牛につきましては、1トンあたり2,612円の5分の1以内となります。皆様に周知を致しましてほぼ申請をいただきました。現在の3月に支払いの事務を進めている状況でございます。 2点目につきましては、2月4日の上川地方農業委員会連合会会長・代理・事務局長研修会の報告になります。こちら開催地は富良野市農協で会長と出席をいたしております。研修につきましては、北海道農業会議の三本部長より食料・農業・農村基本法改正や農進法、農地法、農業経営基盤強化促進法の改正、農用地利用集積等促進計画と農地移動適正化幹旋事業などについて説明を受けました。最後に事務局より令和7年度の総会や全国会長大会などの予定についても報告を受けております。3点目ですけれども、上川北部グリーンアドバイザー協議会総会並びに冬季研修会の関係でございます。今総会におきまして、役員改正がありまして、会長には美深町の加川淳一さんが留任。副会長、美深町の荒谷博文さん、同じく副会長に新たに下川の三島拓さんが選出されております。議案は全て承認されております。冬季研修会につきましては、普及センター上川北部支長菊地支所長より農業農村の現状と人材育成というテーマで講演をいただきました。以上報告といたします。
藤本会長	ただいまの報告に対し、ご質等があれば承ります。ありませんか。 (「なし」という者あり)
藤本会長	なければ次に進みます。

◎日程第3 議案第1号

藤本会長	<日程第3>議案第1号、農地賃貸借の解約についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	次長
藤本会長	はい次長
中村次長	では3ページになります。議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について。農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について貸主借主より通知があったので報告します。 整理番号5番、貸主、美深町字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さん。借主、美深町字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さん。土地の表示です。美深町字〇〇△△△番△。地目公簿田、現況畑。面積△△, △△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積

	が△△△, △△△㎡であります。契約の期間は令和 5 年 4 月 26 日から令和 7 年 12 月 25 日までの賃貸借の契約内容でした。合意による解約の年月日については、令和 7 年 2 月 3 日。土地の引き渡しも同日令和 7 年 2 月 3 日であります。これは貸主借主の申し出による合意改約ということですが、この△筆のうち△筆がこの後議案で審議されます売買の申請を受けております。その他の△筆については引き続き新たに賃貸を結ぶ予定でありまして、今回合意解約になりました。審議の内容としては、解約の日から引き渡しの日が 6 か月以上であるかないかということでございまして、今回であると同じ日ということですので、問題ないと思われまます。説明は以上です。
藤本会長	ただいまの説明に対しまして、ご質疑を承ります。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。よって議案第 1 号、農地賃貸借の解約については原案の通り可決されました。

◎日程第 4 議案第 2 号

藤本会長	<日程第 4>議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	続いて 4 ページになります。議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により美深町長より決定を求められた令和 6 年度第 9 号農用地利用集積計画について審議を求めます。 整理番号 33 番、貸主、美深町字〇〇△△△番地、〇〇〇〇〇さん。借主、字〇〇△△番地△、〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△。地目公簿田、現況田。面積△△, △△△㎡のうち△△, △△△㎡の賃貸借です。利用期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。小作料については、反あたり畑 △, △△△円、1 年間△△, △△△円となります。新規の案件となります。続きまして 5 ページを開きください。 整理番号 34 番、貸主、字〇〇△△番地△、〇〇〇〇〇さん。借主、字〇〇△△番地、〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△番、地目公簿原野、現況畑。面積 △, △△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積が△△, △△△㎡の賃貸借です。利用権の設定期間につきましては、令和 7 年 5 月 27 日から令和 17 年 5 月 26 日までの 10 年間となります。小作料は反当たり△, △△△円、年間△△, △△△円の賃貸継続の案件でございます。これにつきましては、始まりが 5 月 27 日ということで、まだ先の話ではありますが、すでに決まっているということで、なるべく 3 月までに決まっている案件を出してくださいとお知らせしたところ、議から出てまいりました。以下も同じです。 整理番号 35 番、貸主、〇△条〇△丁目△番地△、〇〇〇〇〇さん。借主、字〇〇△△番地、〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇〇△△番△△。地目公簿畑、現況畑。面積が△, △△△㎡。他△筆、合計面積が△△, △△△. △△㎡の

賃貸借です。賃貸借の期間につきましては、令和 7 年 5 月 30 日から令和 12 年 5 月 29 日までの 5 か年間となります。小作料は反当たり畑△, △△△円、年間△△, △△△円となります。賃貸借の新規の案件でございます。次のページいきます。

整理番号 36 番、売り主です、美深町字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さん。買主、美深町字〇〇△△△番地△、〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△。地目公簿田、現況田。面積△△, △△△㎡。他△筆、合計が△筆。合計の面積が△△△, △△△㎡の所有権移転売買の案件でございます。所有権移転時期については、令和 7 年 2 月 27 日からとなりまして、対価の支払い期限については、令和 7 年 12 月 25 日。土地の引き渡し時期は対価の支払い日となります。価格ですが、畑反当たり△△, △△△円。価格総額が△, △△△, △△△円となります。これは賃貸から売買の案件となります。別紙資料をつけておりまして、1 枚もののカラーの写真の図をご覧ください。この地域につきましては、美深町の〇〇の地区でございます、昔の〇〇〇〇付近の場所であります。〇〇△〇、〇△〇の赤く囲った部分が今回の売買のエリアでございますのでご覧ください。

では、資料に戻っていただきまして、6 ページ整理番号△△番です。貸主は整理番号 36 番と同じ、借主も整理番号 36 番と同じです。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△。公簿畑、現況畑。面積が△△, △△△㎡。他△筆、合計面積が△△, △△△㎡の賃貸借継続の案件でございますが、令和 7 年 4 月 26 日から令和 9 年 12 月 25 日までの 2 年 8 か月の期間でございます。小作料は畑反あたり△, △△△円、年間が△△△, △△△円という賃貸継続の案件です。続いて 7 ページになります。整理番号 38 番、貸主借主ともに整理番号 36 番と同じ。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△。地目公簿畑、現況畑。面積△△, △△△㎡のほか△筆、合計△筆。合計面積が△△, △△△㎡です。利用権の期間につきましては令和 7 年 4 月 26 日から令和 9 年 12 月 25 日までの 2 年 8 か月です。小作料については、反あたり畑△, △△△円、年間△△△, △△△円の賃貸新規の案件でございます。説明は以上です。

藤本会長

議案第 2 号について審議を願います。ご質疑ご意見を承ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。よって議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定については、原案の通り可決されました。

◎日程第 5 その他

藤本会長

<日程第 5>その他。委員の皆様から何かございますか。

2 番

杉田委員

(挙手)

藤本会長

はい、杉田委員。

2 番

杉田委員

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの案件で改善組合でいろいろ話し合いました。それで、この件と直接関係あるわけじゃないんですけど、土地改善の組合長の方から私の方に、シーズン中に例えば新規で借りたい、そういう契約を結

	んだり、シーズン中に売買という形になったら、例えば忙しい時期が終わって、11月から3月までの間からスムーズに引き渡しもできるんだけど、例えば一番忙しい繁忙期の時、例えば5月6月7月なんです。10月の末までそういった場合には、まるっきり土地が空いてしまうんじゃないかっていう懸念があるということなんですね。それを聞いてきてほしいって言われてました。農閑期の時だったら、スムーズにその開墾に入れるんですけど、そういった提案が上がって、繁忙期に入ってしまったら、その土地はどういうふうに扱ったらいいかという質問です。
中村次長	はい。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それは一応切れるのが繁忙期の時に切れるという時ですよ。そういう場合は、地域のあり方にもよるんですけども、必ずしも年単位ではなくて、今回の案件のように12月までの期間に設定をします。そうすると次回はその期間からのスタートになるので、今までも〇〇さんはそういうふうにやっていたのかなと思っています。例えば4月ぐらいに切れた案件で、また次回この案件の時に忙しいと地域の方が考えているのであれば、年単位でなくても2年6か月後とか、そういう設定も可能かとは思いますが。
2 番 杉田委員	はい、ありがとうございました。
藤本会長	他にございませんか。事務局から何かありますか。 （「なし」という者あり）

◎閉会宣言

藤本会長	以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第10回美深町農業委員会総会を終了いたします。
------	---

※終了 午後2時01分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑤

署名委員 2 番

⑤

署名委員 3 番

⑤